



平成 29 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社関西スーパーマーケット
代表者名 代表取締役社長 福谷 耕治
証券コード 9919(東証第一部)
問合せ先 執行役員 経営企画室
グループマネジャー 中西 淳
TEL 072-772-0341 (代表)
URL <http://www.kansaisuper.co.jp/>

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年6月21日開催予定の当社第58期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

今後の事業展開に備えるため、新規事業等について目的事項に追加するとともに、関連する条項の整理、字句等の修正をするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成29年6月21日(予定)
定款変更の効力発生日	平成29年6月21日(予定)

以 上

【別紙】

変更内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 食料品、日用品雑貨の販売。</p> <p>2. 衣料品、事務用品の製造並びに販売。</p> <p>3. 化粧品、医薬品、医薬部外品、農薬、毒劇物、衛生材料、医療用具の販売。</p> <p>4. 時計及び眼鏡の販売。</p> <p>5. <u>宝石、貴金属、装身具、美術工芸品の加工並びに販売。</u></p> <p>6. <u>家具、寝具類、家庭用電気製品、厨房機器、空調機器の販売。</u></p> <p>7. <u>酒類、米穀類、煙草、塩</u>の販売。</p> <p>8. <u>書籍、切手、印紙、テレホンカード、玩具、楽器、光学・写真機器、スポーツ用品</u>の販売。</p> <p>9. <u>自転車、自動車及びその部品の販売。</u></p> <p>10. <u>ペット用品、園芸用品、生花及び造花</u>の販売。</p> <p>11. <u>畜産業並びに畜産物加工業。</u></p> <p>12. <u>水産物の漁獲業、養殖業、及び水産物加工業。</u></p> <p>13. <u>和洋飲食店、喫茶店、興行場、遊技場、スポーツ・文化施設、ホテル</u>の経営。</p> <p>14. <u>給食業、理・美容業、室内装飾業、及び広告代理店業。</u></p> <p>15. <u>貨物運送取扱業。</u></p> <p>16. <u>国内及び海外の旅行斡旋業。</u></p> <p>17. <u>写真業。</u></p> <p>18. <u>警備業、建物の保守管理業及び駐車場業。</u></p> <p>19. <u>不動産売買業及び賃貸業。</u></p> <p>20. <u>ビデオテープ、コンパクトディスク、レーザーディスク、家庭電気製品のレンタル業及びその斡旋業。</u></p> <p>21. <u>コピーマシンによる複写、ファックス通信、宅配便の取り次ぎ、クリーニングの取り次ぎなどの業務代行業。</u></p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 食料品の製造、加工及び販売。</p> <p>2. 衣料品、日用品雑貨、事務用品の製造、加工及び販売。</p> <p>3. 化粧品、医薬品、医薬部外品、農薬、毒劇物、衛生材料、医療用具の販売。</p> <p>4. 時計、眼鏡、宝石、貴金属、装身具、美術工芸品の販売並びにこれらの加工。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>5. <u>家具、寝具類、家庭用電気製品、厨房機器、空調機器</u>の販売。</p> <p>6. <u>酒類、煙草、切手、印紙、宝くじ、古物</u>の販売並びに商品券等前払式支払手段の発行及び販売。</p> <p>7. <u>書籍、玩具、楽器、光学・写真機器、スポーツ用品、自転車、自動車及びその部品の販売。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>8. <u>ペット用品、園芸用品、生花及び造花</u>の販売。</p> <p>9. <u>農業、畜産業及び水産物の漁獲・養殖業並びに農作物加工業、畜産物加工業及び水産物加工業。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>10. <u>飲食店、喫茶店、興行場、遊技場、スポーツ・文化施設、ホテル、保育所</u>の経営。</p> <p>11. <u>給食業、理・美容業、室内装飾業、写真業</u>及び広告代理店業。</p> <p>12. <u>貨物運送取扱業。</u></p> <p>13. <u>国内及び海外の旅行斡旋業。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>14. <u>警備業並びに不動産売買業、不動産賃貸業、建物の保守管理業及び駐車場業。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>15. <u>映像ソフト、音楽ソフト、ゲームソフト及びその関連機器類のレンタル業及びその斡旋業。</u></p> <p>16. <u>コピーマシンによる複写、ファックス通信、宅配便の取次ぎ、クリーニングの取次ぎ等</u>の業務代行業。</p> <p>17. <u>公共料金等の収納代行、行政サービス代行、集金代行及び支払代行業。</u></p> <p>18. <u>インターネットを利用した電子商取引業。</u></p> <p>19. <u>車輻による食料品、日用雑貨品等の移動販売。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
22. 生命保険媒介業及び損害保険代理業。	20. 生命保険媒介業及び損害保険代理業。
23. 経営コンサルタント業。	(削除)
24. コンピューターのソフトウェアの制作及び販売。	21. コンピューターのソフトウェアの制作及び販売。
25. 前記各商品の斡旋、卸売り並びに輸出入業務。 (新設)	22. 前記各商品の斡旋、卸売り並びに輸出入業務。
26. 前各号に付帯関連する一切の業務。	23. 前各号に掲げる事業の経営指導及び業務受託。
	24. 前各号に付帯関連する一切の業務。

以上